

大分県スキー・スノーボード指導員会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大分県スキー・スノーボード指導員会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の自宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、会員間の情報交換を活発にし、会員の連携及び親睦ならびに技術や資質の向上を図る事を目的とする。

また、全九州スキー指導員会並びに西日本スキー指導員会とも密接に連携し、会員の技術や資質の向上を図る事を目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 2 会員の技術向上と相互の連絡融和を図ること。
- 3 全九州スキー指導員会及び西日本スキー指導員会への協力。
- 4 大分県スキー連盟への協力。
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事業。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、大分県スキー連盟に所属するS A J公認スキーおよびスノーボード指導員並びに準指導員をもって組織する。

(会員の義務)

第6条 会員は原則として本会の行う事業に協力または参加するものとする。

- 2 会員は別に定められた会費を納入しなければならない。

第4章 役 員

第7条 本会は、次の役員をおく。

- 2 会長1名、副会長1名、理事(若干名)、会計1名、監査役1名

(役員を選任)

第8条 前条の役員は、総会で選任する。

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は合議により会長代行をする。
- 3 理事は本会の活動に積極的に参加しその運営にあたる。

(監査役職務)

第10条 財産の状況を監査する。

- 2 監査役は会計および業務執行の状況を監査する。
- 3 監査の結果、必要があると認めるときは会長に総会を招集するよう要請することができる。
(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は辞任又はその任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。
- 3 補充または増員により選任された役員任期は、現任者の残存期間とする。
(役員解任)

第12条 役員が次の各号に該当したときは会員の現在数の2分の1以上の出席する総会に於いて、出席者の3分の2以上の議決を経て会長がこれを解任することができる。

- 2 心身の故障のため職務執行に耐えられないと認めるとき。
- 3 職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき。

第5章 会 議

第13条 本会の会議は、総会と役員会とする。

(総 会)

第14条 総会は会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長もしくは会長の指名するものなる。
- 3 総会においては、役員、業務計画、予算等を決定する。
(総会の定数及び議決)

第15条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

- 2 会員の議決権は1人1個とする。議決権は代理人(会員に限る)をして行使することができる。
- 3 総会の議決は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。
(総会開催時期)

第16条 本会は、定時総会と臨時総会を開催する。

定時総会は、会計年度末日より6ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき、これを開催する。

(役員会)

第17条 役員会は、役員を持って組織し、本会が運営全般の決定をし、本会の業務を執行する。

- 2 役員会は会長が招集する。
- 3 役員会においての決定事項は、総会へ報告するものとする。

(会員への通知)

第18条 通知の全ては原則として会員宛に送付される。

(議 事 録)

第19条 総会及び役員会の議事は議事録を作成し、議長及び出席者の代表1名が署名の上これを保存する。

第6章 会 計

(会計年度)

第20条 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(会 費)

第21条 本会の経費は次の各号に掲げるものを以て充てるものとする。

- 2 会員による年会費とし、その金額は別表による。
- 3 寄付金
- 4 補助金
- 5 その他の収入

別表

全九州スキー指導員会費	500円
西日本スキー指導員会費	500円
大分県スキー・スノーボード指導員会費	0円

(会費の納入)

第22条 各クラブごとに上記の会費を徴収して、まとめて12月31日までに指定された口座に、各クラブごとに納入する。

振込先 : 大分銀行(0183) ソーリン支店(005)
普通 口座番号: 7698111
オオイタケンスキーシドウシャカイ

第7章 雑 則

(細 則)

第23条 本規約施行上必要な事項に関する細則は、役員会において別に定めることができる。

(慶 弔)

第24条 慶弔に関しては必要と認められるものについて、その都度会長の決裁による。

(補助金)

第25条 会員の技術や資質向上にかかわる行事に対し、役員会が承認した場合に補助金を出すことができる。

(規約の改廃)

第26条 本規約の改廃は総会にて行う。

平成12年10月 1日施行

平成15年11月 8日改正

平成16年10月30日改正

平成17年 3月25日改正

令和 7年12月 1日改正